

西尾市・幡豆郡三町合併協議会規約

(設置)

第1条 西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町(以下「構成市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の合併協議会は、西尾市・幡豆郡三町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 構成市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、西尾市寄住町下田22番地 西尾市役所内に置く。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 構成市町の長
 - (2) 構成市町の議会の議長
 - (3) 構成市町の議会の議長が指名する議員 西尾市3名 一色町1名
吉良町1名 幡豆町1名
 - (4) 構成市町の長が推薦する学識経験を有する者各2名
 - (5) 構成市町の長が協議して定めた学識経験を有する者15名以内
- 2 委員の任期は、協議会が解散する日までとする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(参与)

第6条 構成市町の長の協議により、協議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、協議会の会議(以下「会議」という。)に出席し、必要に応じて助言することができる。
- 3 参与は、非常勤とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

2 会長は、構成市町の長が協議して第5条第1項の規定により委員となるべき者の中から選任する。

3 副会長及び監事は、会長の指名による。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の3分の2以上の出席により開くものとし、第5条第1項第1号又は第2号の委員が欠席のときは、あらかじめその委員が指名した職員又は議員が代わって出席することができる。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第15条 協議会に要する経費は、構成市町の長が協議のうえ、構成市町がそれぞれ負担する。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査報告)

第 1 6 条 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 7 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 8 条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 9 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、同日において会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 2 0 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

(最初の会計年度)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第 1 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。